



＼ 最低賃金・賃金引上げの支援策 ／



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上4%未満増額改定した場合	4万円
4%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上6%未満増額改定した場合	6万5,000円
6%以上増額改定した場合	7万円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)

1年度1事業所あたりの支給申請上限は100人

活用例

中小企業が賃金規定等を4%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、50万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

※最低賃金引上げに合わせて改定する場合、新最低金発効日の前日までに取り組む必要があります。

このほかの賃金引上げ支援策はこちら



キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

就業規則又は労働協約その他これに準ずるものに規定した転換制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員転換し、正社員転換後の賃金を、正社員転換前の賃金より**3%以上増額**させた場合に助成します。

転換前雇用形態 対象者・企業規模		有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×2期)

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数20名
(同一対象者の2回目の申請を除く)

活用例

中小企業が有期雇用労働者3人を正社員に転換し、転換後の賃金を増額させた場合、120万円支給されます。

活用のポイント

正社員転換＋賃上げ

- ・正社員転換前にキャリアアップ計画を作成
- ・多様な正社員(勤務地限定、職務限定、短時間正社員)へ転換した場合や派遣労働者を直接雇用した場合も助成対象

※賃金とは基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、実費弁償的なものや毎月の勤務状況により変動することが見込まれる手当は賃金増額の対象外です。

三重労働局労働基準部
賃金室

TEL 059-226-2108



三重労働局職業安定部
職業対策課

TEL 059-226-2111